

暫定税率等の適用期限の到来

平成30年11月28日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1	暫定税率の取扱い
---	----------

1. 経緯

基本税率が、中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率であるのに対して、暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率であり、その水準及び必要性について常に見直していくものとされている。こうした観点から、暫定税率の適用期間を1年とし、毎年度の関税改正において適用期限の延長を行ってきたところである。

現在、392品目に暫定税率が設定されているところ、T P P 11 整備法に基づき、国内産糖への支援に充当する調整金を徴収するため、T P P 11 発効（12月30日）にあわせて、加糖調製品（19品目）に新たに暫定税率が設定されることとなっており、平成31年3月31日に適用期限が到来する、これら411品目に係る暫定税率について、その後の取扱いを検討する必要がある。

2. 検討

適用期限の到来する暫定税率に関する検討に際しては、下記の点に留意する必要がある。

（1）延長の適否

イ．生産者及び消費者等の間の利益調整に及ぼす影響について

関税率には、産業保護を求める国内の生産者と安価な輸入品の供給を求める消費者・需要者の間の利益調整を考慮して設定される面があり、暫定税率によって基本税率等の水準を下回る関税率を設定している品目については、仮に暫定税率を廃止する場合、関税率が引き上がることから、生産者及び消費者等に与える影響に留意する必要がある。

たとえば、ウルグアイ・ラウンド合意以前に関税割当制度を導入した品目については、一定の輸入数量を超える輸入に対して基本税率等を適用し国内生産者の保護に必要な水準を維持する一方で、一定の輸入数量までは基本税率等を下回る水準の暫定税率を適用し消費者等への安価な輸入品の供給を確保しており、仮に暫定税率を廃止する場合、

生産者及び消費者等との間の利益調整に影響を及ぼすこととなる。

ロ. 国際交渉との関係について

ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税割当品目及び国家貿易品目については、一定の輸入数量まで無税又は低税率での市場アクセス機会を提供するとの国際約束を踏まえて、暫定税率を設定している点に留意する必要がある。

こうした品目について、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉や、足元で進められている経済連携協定（EPA）に係る交渉の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

ハ. 調整金等との関係について

関税と調整金等を合わせた水準を国際的に譲許している品目については、国内の生産者支援に係る財源である調整金等を徴収するため、暫定税率によって協定税率を下回る水準の関税率を設定しており、国内生産の状況等を踏まえた上での暫定税率の設定が求められる点に留意する必要がある。

ニ. 関係国との協議結果に基づく税率の引下げ措置の履行に及ぼす影響について

ウルグアイ・ラウンド合意等における関係国との協議結果に基づき、暫定税率によって協定税率等を下回る水準の関税率を設定している品目については、仮に暫定税率を廃止する場合、関係国と改めて協議する必要がある。

ホ. 産業政策上の必要性、国際市況について

産業政策上の要請や豊凶を受けた価格変動等に対応するために暫定税率が設定されている品目については、その時々的情勢や国際市況を踏まえた上での暫定税率の設定が求められる点に留意する必要がある。

(2) 適用期限の設定、基本税率化の適否

暫定税率の適用期限を延長する場合、また、長年にわたって暫定税率が設定され、それが定着している状況に鑑み、基本税率化（暫定税率を廃止して、同水準の基本税率を設定）を検討する場合には、従来、その時々国内産業や国際交渉の状況、政策上の必要性、国際市況を踏まえて常に見直しを行うべきとの理由から、適用期間を1年として暫定税率を設定してきた点に留意する必要がある。

たとえば、関税割当制度は、無税又は低税率が適用される輸入数量を限定する国境措置であることから、過去の関税率審議会等において、過度の輸入抑制効果や国内産業の合理化の阻害などの弊害が生じないように常に見直しを行い、一般の税率形態への移行の可能性を検討すべきと位置付けられており、同制度の対象品目について、これまで適用期間を1年として暫定税率を設定してきている。

上記を踏まえ、全411品目に係る暫定税率の取扱いについて検討を行った結果、適用期限を1年延長することが適当であると考えられる。

3. 乳幼児用調製液状乳製造用ホエイの関税割当対象化

(1) 経緯

乳幼児用調製粉乳（粉ミルク）製造用ホエイについては、社会政策的な観点から関税割当制度の対象品目となっているが、現在のところ、乳幼児用調製液状乳（液体ミルク）製造用ホエイについては同制度の対象となっていない。そのため、乳幼児用調製液状乳製造用にホエイを輸入する場合、枠内税率（10%）が適用されず、枠外税率（29.8%+99円/kg～29.8%+1,023円/kg）が適用されることとなる。

現状、災害時の備えや外出時・夜間における授乳を簡便に行うニーズの高まりを受けて、「女性活躍加速のための重点方針2017」及び「同2018」（すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、調製粉乳に代わる新たな選択肢として、調製液状乳の普及促進に向けた取組が進められており、本年8月に「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」において「調製液状乳」の規格基準等が設定され、国内での調製液状乳の製造・流通が可能となった。こうした中、農林水産省から、乳幼児用調製液状乳の安価な国内生産を可能

とするため、乳幼児用調製液状乳製造用ホエイについて、新たに関税割当制度の対象への追加が要望されている。

(2) 検 討

乳幼児用調製液状乳の普及促進を図るためには、国内において、同製品をより安価に生産することが可能となるよう、乳幼児用調製液状乳の原料となる輸入ホエイの調達コストを抑える必要がある。

ホエイについては、一定の輸入数量まで無税又は低税率での市場アクセス機会を提供するとの国際約束に関して、国内産業を保護する必要があることから、用途を限定した上で関税割当制度の対象としている。乳幼児用調製液状乳製造用ホエイを同制度の対象とした場合であっても、乳幼児用ミルク全体の需要は変動しないため、ホエイの使用用途が調製粉乳製造用から調製液状乳製造用に一部切り替わるだけであり、ホエイの輸入量は変動しないと考えられることから、国内産業保護の観点から問題は生じない。

したがって、乳幼児用調製液状乳製造用ホエイを関税割当制度の対象に追加することが適当であると考えられる。

4. 改正の方向性

<p>以上の考え方を踏まえ、全 411 品目の暫定税率について、適用期限を 1 年延長することとし、乳幼児用調製液状乳製造用ホエイを新たに関税割当制度の対象に追加することが適当ではないか。</p>
--

2 特別緊急関税制度等の取扱い

1. 特別緊急関税制度の取扱い

(1) 経緯

特別緊急関税制度（Special Safeguard：SSG）とは、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化措置に伴う輸入急増時等の安全弁として、輸入数量が一定の水準を超えた場合又は課税価格が一定の水準を下回った場合に、それぞれ関税率の引上げを行うものである。

SSGについては、適用期間を1年として、毎年度の関税改正において適用期限の延長を行ってきたところである。

平成31年3月31日にSSGの適用期限が到来することから、その後の取扱いについて検討する必要がある。

(2) 検討

SSGは、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化の代償として、農産品の輸入急増時等の安全弁として設けられた制度であることから、暫定税率とSSGの取扱いについては一体的に検討を行う必要がある。

前述のとおり、暫定税率の適用期間を1年延長することが適当であると考えられること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、本制度についても適用期間を1年延長することが適当であると考えられる。

(3) 改正の方向性

SSGについて、適用期間を1年延長することが適当ではないか。

2. 牛肉に係る関税の緊急措置等の取扱い

(1) 経緯

牛肉に係る関税の緊急措置は、暫定税率によって協定税率より低い水準まで引き下げている関税率を、輸入数量が一定の水準（以下「発動基準数量」という。）を超えた場合に、自動的に戻すものである。

なお、前年度の輸入実績が北米におけるBSE発生前の水準を下回る場合には、当該水準（平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均値）を算出基礎とする暫定措置（以下「BSE特例」という。）を講じている。

この牛肉に係る関税の緊急措置及びBSE特例については、適用期間を1年として、毎年度の関税改正において適用期限の延長を行ってきたところである。

平成31年3月31日に、牛肉に係る関税の緊急措置の適用期限が到来することから、その後の取扱いについて検討する必要がある。

(2) 検討

牛肉に係る関税の緊急措置は、ウルグアイ・ラウンド合意時の関係国との協議結果に基づき、暫定税率によって協定税率より低い水準まで関税率を自主的に引き下げることとした際、その代償として、牛肉の輸入急増時の安全弁として設けられた制度であることから、暫定税率と関税の緊急措置の取扱いについては一体的に検討を行う必要がある。

前述のとおり、暫定税率の適用期間を1年延長することが適当であると考えられること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、本制度についても適用期間を1年延長することが適当であると考えられる。

なお、平成29年度の輸入実績が平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均値を上回ったところであるが、我が国の牛肉輸入が北米におけるBSE発生前の水準を安定的に上回る状況にあるのか、来年度も引き続き検証する必要があることから、BSE特例についても適用期間を1年延長することが適当であると考えられる。

(3) 改正の方向性

牛肉に係る関税の緊急措置及びBSE特例について、適用期限を1年延長することが適当ではないか。

3. 豚肉に係る関税の緊急措置の取扱い

(1) 経緯

豚肉に係る関税の緊急措置は、暫定税率によって協定税率より低い水準まで引き下げている関税率を、輸入数量が一定の水準（以下「発動基準数量」という。）を超えた場合に、国際的に合意された水準まで自動的に戻すものである。

豚肉に係る関税の緊急措置については、適用期間を1年として、毎年度の関税改正において適用期限の延長を行ってきたところである。

平成31年3月31日に、豚肉に係る関税の緊急措置の適用期限が到来することから、その後の取扱いについて検討する必要がある。

(2) 検討

豚肉に係る関税の緊急措置は、ウルグアイ・ラウンド合意時の関係国との協議結果に基づき、暫定税率によって協定税率より低い水準まで関税率を自主的に引き下げることとした際、その代償として、豚肉の輸入急増時の安全弁として設けられた措置であることから、暫定税率と関税の緊急措置の取扱いについては一体的に検討を行う必要がある。

前述のとおり、暫定税率の適用期間を1年延長することが適当であると考えられること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、本制度についても適用期間を1年延長することが適当であると考えられる。

(3) 改正の方向性

豚肉に係る関税の緊急措置について、適用期間を1年延長することが適当ではないか。

3 沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度）

1. 経緯

沖縄については、その総合的かつ計画的な振興を図ること等を目的とする沖縄振興特別措置法（以下「沖振法」という。）に基づき、各種税制上の特例措置が設けられている。関税制度上の特例措置としては、①選択課税制度（参考）及び②特定免税店制度が講じられており、これらの措置の具体的内容は、関税暫定措置法（以下「暫定法」という。）上に定められている（平成10年創設）。

このうち、①選択課税制度については、平成31年3月31日に2年間の暫定法上の適用期限が到来するため、内閣府は、平成31年度関税改正の一環として、選択課税制度の適用期限を2年延長することを要望している。

（参考）選択課税制度

国際物流拠点産業集積地域の保税工場等において、外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、原料に対する関税率（原則）と製品に対する関税率のいずれか低い方を輸入者が選択できる制度（沖振法第47条、暫定法第13条）。

2. 検討

選択課税制度は、沖振法に基づく国際物流拠点産業集積地域に関する各種税制上の特例措置の一環であり、同地域における企業誘致等の観点から一つの魅力となっている。

沖振法の適用期限は平成34年3月31日まで残されており、沖縄の特殊事情に大きな変化がない状況においては、国際物流拠点産業集積地域に関する他の税制上の特例措置の延長期限と併せ、選択課税制度の適用期限を延長することが適当であると考えられる。

3. 改正の方向性

沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度）について、適用期限を2年延長することが適当ではないか。